

# エントリーシート（重要事項確認）

<b>必ずお読みください。特に重要な事項です。「□」に「✓」でチェックをお願いします。</b>		<input checked="" type="checkbox"/>
入所申込みについて	入所選考に必要な書類は、必ず、提出期限内にご提出ください。提出期限後に届いた書類は、指数に反映することができません。また、提出した書類の原本は返却できません。	<input type="checkbox"/>
	利用希望施設の受入月齢をご確認ください。0歳児クラスを申込みの方は、利用希望月初日に受入月齢を満たしていない場合は、入所選考の対象外となります。（申請の有効期限内に月齢が達し次第選考対象となります）。	<input type="checkbox"/>
	地域型卒園児として申込みの方は、希望施設の受入定員についてよくご確認ください。2歳児と3歳児クラスに定員差がない園は、新規で受入れができない場合があります。	<input type="checkbox"/>
	児童の健康状況や就労（内定）証明書の内容等、申請内容が事実と異なる場合、内定の取消又は退所となることがあります。	<input type="checkbox"/>
	入所時点で申込内容から変更が生じた場合は、内定の取消又は退所になる場合があります。変更が生じた場合は、ご連絡のうえ、速やかに必要書類をご提出ください（例：就労で申込みをしたが、入園前に退職・転職をした場合）	<input type="checkbox"/>
	在宅家庭福祉員・ベビールームは、少人数の職員でお子さんを保育する施設です。お子さんの安全を確保するためにも、健康に心配のあるお子さんを受け入れることはできませんので、内定後の面接により、利用をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。	<input type="checkbox"/>
	転園が決まった場合、いかなる理由があっても現在在籍の保育施設に戻ることはできません。転園希望の意思がなくなった場合は、速やかに申込内容変更届をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
入所承諾となった場合について	育児休業中で申込みをした場合、入所月の翌月1日までに育児休業を取得した会社に復職できなければ、内定の取消又は退所になる場合があります。	<input type="checkbox"/>
	「求職」を理由に申込みをした場合は、入所月から4か月目の1日までに就労を開始し、就労開始後に「就労証明書」を提出していただきます。期限内に就労開始ができない場合は、退所となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
	「就労内定」を理由に申込みをした場合は、入所月中に就労を開始することが必要です。就労開始後の「就労証明書」を提出していただき確認をとります。期限内に就労開始していないことが判明した場合は、退所となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
保育料について	保育料は月額となりますので、登園しない日があっても日割り計算はできません。	<input type="checkbox"/>
	保育料には、「減額制度」があります。「幼稚園・保育園のご案内（P40、41 参照）」をご確認のうえ、条件に該当する場合は、「保育費用徴収金減額申請書」と必要書類をご提出ください。申請の結果、保育料の階層に変更がなければ、減額が適用されない場合もあります。なお減額申請は申請日（受理日）の翌月からの適用となります。遡及はできません。（※内容によっては9月からの適用となります。）	<input type="checkbox"/>
<b>◆ 板橋区外から申込みする方のみご確認ください（転入予定のある方を含む）。</b>		
利用希望月の1日までに板橋区へ転入予定のないお子さんは、一定の申込制限を設けていますので必ず事前にご確認ください。転入予定のある方でも、利用希望月の1日までに板橋区へ転入することが確認できる書類（賃貸契約書・売買契約書のコピー等）が添付されていない場合は、板橋区民と同等の入所選考ができない可能性があります。		<input type="checkbox"/>
板橋区の申込締切日を事前にご確認ください。締切日に間に合うように余裕を持って、住民登録のある自治体にお問合わせのうえ、住民登録のある自治体または板橋区へお申込みください。		<input type="checkbox"/>
板橋区へ転入予定で申込みをした場合、板橋区へ転入後、再度「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の提出が必要となります。入所内定し、板橋区に住民登録しても、入所月の1日までに再度申込みをしない場合は、内定取消となる場合があります。期日までに、必ずご提出ください。（電子・郵送可）		<input type="checkbox"/>
同一月中に、転入前の園と板橋区の園を同時に利用することはできません。		<input type="checkbox"/>
<b>◆ ご希望の保育施設以外のご案内について（該当する方はチェックをしてください）。</b>		
申請後、希望した施設の他に、利用できる可能性のある施設がある場合、入園相談係からの案内を希望する。		<input type="checkbox"/>

上記事項について保護者全員で確認のうえ、同意します。

記入日                      年                      月                      日                      代表保護者氏名

## 提出物チェックリスト

提出した書類に○をつけてください。

	必 要 書 類	保 護 者 1	保 護 者 2	他
必 須	保護者いずれか1名の本人確認書類のコピー（免許証や保険証等）※郵送申請の場合			
	<b>1</b> 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書／育児休業確認票			
	<b>2</b> 家庭状況届出書／申込み児童の健康状況等について			
	母子手帳（直近の健康診査ページのコピー）			
	<b>3</b> エントリーシート（重要事項確認）			
	<b>4</b> 個人番号（マイナンバー）の提供について			
あ て は ま る 場 合 に 提 出 が 必 要	【勤務している方・就職内定の方・育児休業中の方】 就労証明書			
	【自営業の場合】 自営業証明書類（営業許可証、登記簿謄本、確定申告書、委託契約書などのコピーいずれか1点）			
	【単身赴任の場合】住居の証明			
	【求職中の方】求職活動申告書			
	【出産予定の方】 母子手帳の表紙と分娩予定日がわかるページのコピー			
	【病気の方、手帳をお持ちの方】 ・診断書 ・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等のコピー			
	【お子さんを認可外保育施設等に預けている方】保育施設等在園証明書			
	【ひとり親の方】 ひとり親であることが分かる資料のコピー（戸籍謄本、児童扶養手当証、 <b>㊦</b> 医療証など）			
	【生活保護受給中の方】生活保護受給証明書			
	【日本国籍以外の方】在留カードの両面コピー			
	【就学中の方】学生証・在学証明書 / カリキュラム・時間割のコピー			
	その他（書類名を下記にご記載ください。）			